ルポライター
滝川 康治

〝農と食〟北の大地から

連載第 172 回

「種子法」廃止と北海道農業の行方（その 6）

〜禍根を残す拙速な道条例づくり〜

「その場しのぎ」の担当職員たち 道は種子政策を担う気概と哲学を

種子法の廃止を受けた新たな道条例の議論が道議会などで進行中だが、来年の第1回定例会や高橋はるみ知事の退任に合わせたスケジュールありきの様相を呈している。先月号で紹介した審議会委員などからの異論を受け、道は稲・麦類・大豆の3品目に〝主要畑作物〟と位置づける4品目を追加する付け焼き刃的な対応に終始。立法事実の積み重ねも不十分であり、今後の法制担当部署による条例審査をクリアできるのか疑問が多い。ここは原点に戻り、「本道の種子政策はかくあるべし」との哲学に基づいて客観的で分かりやすい〝物差し〟を作り、じっくり議論すべきだ。結論を急ぐ必要はない。「北海道たねの会」の公開質問状をめぐる経緯も併せてレポートする。

▲「種子条例」をめぐる議論を進める北海道農業・農村振興審議会の部会。行政によるスケジュール消化の手段にされる可能性も（8月 29 日）

◀種子政策に関する質問に対し、答弁調整中の高橋知事（6月 22 日）。退任前の条例制定を急ぐ必要はないのでは…

議会や審議会の異論を踏まえ 根拠が曖昧な4品目の追加へ

8月下旬に道農政部が示した「主要農作物の種子生産に関する条例（仮称）骨子案」は、対象作物を従来の3品目（稲・麦類・大豆）に限定することで北海道農業の実態と乖離したものになった。道が認定してきた「優良品種」の位置づけや、道民が不安視する多国籍企業などへの種子や関連情報の流失防止策も曖昧である――と、筆者は先月号で指摘した。濃淡があるものの、こうした見方は道が設置した審議会の委員をはじめ、農業団体や道議会の関係者、種子を守り育てる道民グループなどの間に根強くある。

道議会で9月中旬から始まった定例会でのやり取りでも、各会派の議員が種子条例のあり方に言及した。道側は、条例の対象作物として「主要畑作物」と位置づける小豆と菜豆（インゲン）、エンドウ、ソバの4品目を新たに加える方針を示したが、これらの作物を条例に盛り込む根拠は曖昧なままである。

高橋はるみ知事の在任中の条例制定をめざす道は、10月9日の道議会農政委員会や同11日の道農業・農村振興審議会に条例の「素案」を示すとともに、パブリックコメントの募集も始める。そして年末の定例道議会や同審議会での検討を経て、来年早々には道法制文書課による条例審査に臨むスケジュールを描く。

8月7日、道議会の大谷亨議長（中央）に面会し、独自にまとめた「北海道農作物種子基本条例案」の中身などを説明する「北海道たねの会」。左端が代表の久田徳二さん（北大客員教授）、右端は副代表の西原正行さん（北海道農民連盟委員長）。同会は9月18日、条例の「骨子案」に対する疑問点を整理し、21項目の公開質問状を道に提出している

しかし、人類の共有財産である植物遺伝資源の品種改良（育種）から増殖、生産、普及、消費などの基本となる条例を制定するには、きちんとした根拠と十分な議論が必要だ。

北海道の「農と食」の根幹に係わる条例案を、詰めの甘い検討作業や、わずか数カ月間の議論と形式的なパブコメ募集で仕上げようとする、現在の道の進め方は無謀と指摘せざるを得ない。

「立法事実」の蓄積はおざなり 条例制定の基本をお忘れか？

地方自治体の議会によって定められるルール（法規範）が条例である。法律を超えない範囲で住民に義務を課したり、権利を制限することもあるが、自治体の政策目的を実現させるために欠かせないものだ。「条例は自治体の最高規範」とも言われる。

条例が出来るまでの大まかなプロセスは、次のようになる。

①立法事実の収集と、課題や目的の設定
②対応方針の決定
③政策内容の決定（条例骨子案）
④政策内容の条文化（条例素案）
⑤議会への提案（条例案）
⑥議会での審議
⑦条例の施行・公布

一般の人には馴染みの薄い「立法事実」とは、条例の根拠となる事実のこと。具体的には、条例制定の必要性や正当性をはじめ、「条例の目的達成のための合理性を裏付ける統計データや関係法令」、「現在行なわれている対策やその限界」などが挙げられる。課題を解決するために、担当部局が事実を把握する作業をしているかどうか――がポイントになる。これらの作業が不十分だと、条例の骨組みや条項の中身が妥当なものかどうか、法制担当部署（道法制文書課）は判断できない。

これまでの経緯をあらためて振り返っておこう。

昨年4月の種子法廃止法案の可決後、道農政部は新たな条例の制定を模索する。同年8月の道議会農政委員会で、宮田大・生産振興局長は、「新たな道独自の条例や要綱などの制定が必要になる」旨を明言し、必要な手続きを進める方針を示した。こうした方針に沿って、「骨子案」でも示したような、稲・麦類、大豆に限定した条例づくりを進めることは出来た。

しかし、農業団体や道議会与党の条例に対する姿勢に温度差があったことなどから模様眺めに転じ、今年3月の道議会まで休眠状態に。その後は、議会側への根回しに汲々とする状況が続く。ようやく知事が条例制定を表明したのは、7月4日の道議会予算特別委員会の場だった。生産現場や道民の声に真摯に耳を傾け、地道に立法事実を収集し、法制担当部署との協議を重ねながら条例制定に備える――という、ごく基本的な行政対応を蔑ろにしたまま現在に至ってしまったのではないか。

この条例は、「北海道の種子生産はこうありたい！」という目標がきちんとしないと、体裁は整っても魂の入らないものになってしまう。知事の任期に合わせ、拙速に手続きを進めるような性格のものではない。

「たねの会」が21項目の質問状 道は議会審議を済ませ回答へ

「骨子案」が示されてから半月余り経った9月18日、「北海道たねの会」（久田徳二代表・会員150人）は高橋知事に対し、21項目におよぶ公開質問状を提出した。

審議会や道議会で条例に対する関心や期待が高いことや、道民の間に「農家の自家採種権が守られるようにすべき」「農業試験場などの遺伝資源と関連情報の民間企業への提供を制限すべき」「遺伝子組み換え（GM）作物が道内で生産・販売されないようにすべき」などの意見が多いことを踏まえ、「骨子案」に対する疑問をぶつけたのである。

質問状は大きく分けて、次の5つの柱で構成されている。

①道による主要農作物や主要畑作物の定義付け

②道が認定した優良品種と条例の「骨子案」との関係

③在来種や地域限定品種の保護と種子をめぐる農家の権利

④遺伝資源の流失防止策やGM作物・ゲノム編集に対する不安

⑤条例制定に至るプロセス

主要農作物とされた3品目を根拠づけていた種子法は、今年4月1日に廃止された。「骨子案」の名称は「主要農作物の種子生産に関する条例」だが、〝主要農作物〟を根拠づける法律は既にない。法律の廃止直前の3月に条例を制定した新潟・兵庫・埼玉の3県と、後塵を拝した北海道との違いはそこにあった。従って「北海道の主要農作物はこの品目だ」と再定義し、条例づくりを進めるのが筋というものだろう。

「たねの会」の公開質問状では、

「（道が示した『主要農作物』の作付面積と比較すると）大麦よりソバが大きく、大豆より甜菜（ビート）やバレイショ、野菜などが大きいにも係わらず、それら作物を『主要農作物』と位置づけない理由は何か」

と、道の見解を質した。

小豆など4品目を道は「主要畑作物」と位置づけたが、そのように定義付けた理由についても問うている。

道は、すべての作物のなかで一定の基準を満たした品種について、道が設置した委員会で「優良品種」に認定してきた。現在、その認定数は33品種に上る。

しかし「骨子案」では、

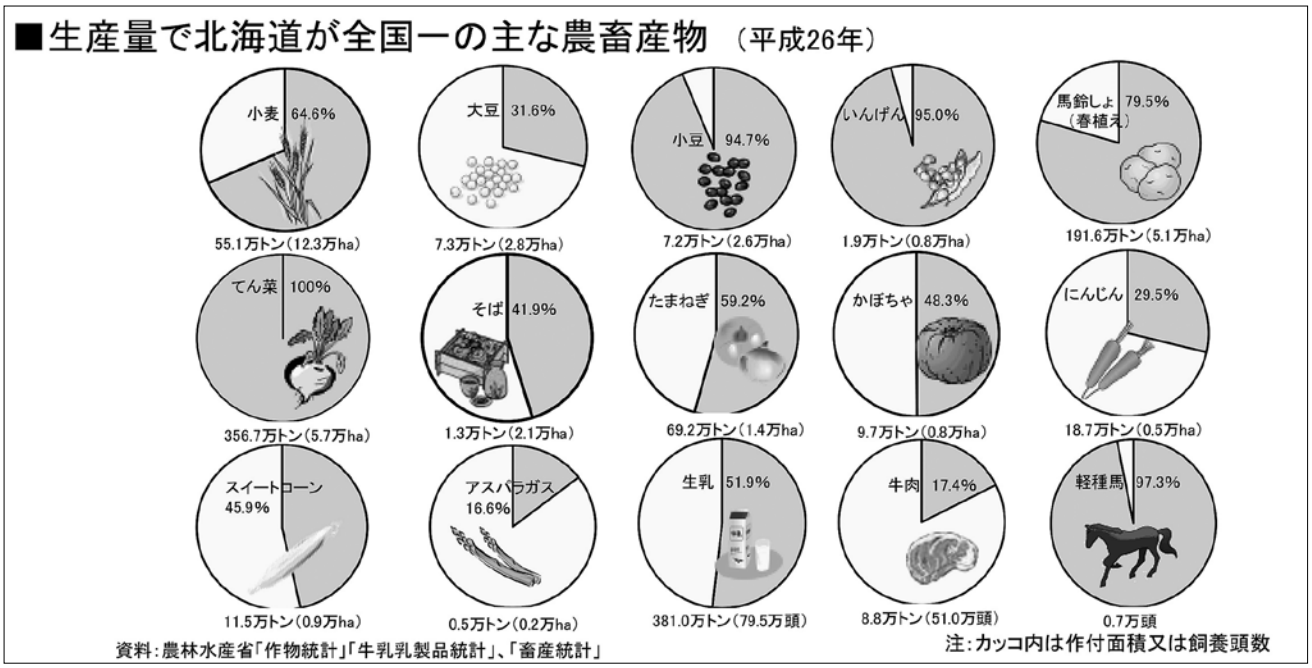

条例化を検討していない品目も多い（出典：第5期北海道農業・農村振興推進計画）

道が認定した採種ほ場などで行なわれている豆類の現地審査（提供：上川生産連）

道は新たに「北海道優良品種認定審査会」を設置し、主要農作物3品目の優良品種の認定などを行なう、とある。そこで同会の質問状は、「2つの認定組織が存在することで、制度上の支障はないのか」と問うた。

紙幅の都合で多くの項目を紹介できないが、A4判5枚の質問状は種子のあり方に関心を持つ道民の率直な疑問を集約したものだ。「たねの会」は9月末までの回答を求めた。

同会事務局長の安川誠二さんは、質問書の提出前に道農産振興課の山野寺元一課長に電話を入れると、「『たねの会』は、またパフォーマンスをやるんですね」と言われたという。「これには呆れましたよ」（安川さん）と憤りを隠さない。

結局、回答書は関連の議会審議が終わる10月9日に示されることになった。道民に対する説明責任を蔑ろにしたまま、議会対応を最優先させる担当部局。道民の疑問や提案に真摯に応え、食の安全・安心条例やGM作物規制条例を制定してきた、かつての道農政部の輝かしい遺産は継承されていないようだ。担当職員たちの劣化に溜め息が出てくる。

本道農業の〝物差し〟を作り現状と条例の整合性を取ろう

どの作物の種子を条例の対象にするのか――。それには、将来の北海道農業のあるべき姿を描き、育種や生産の現場、流通や消費に関わる人たち、道民の意見などに耳を傾けながら決めていくのが基本になる。

種子に関する基本条例なのだから、成案をまとめるには最低でも1年はかかるのが普通である。最初は3品目、ちょっと議会や審議会から異論が出ると主要畑作物の4品目を追加しますよ――そんな小手先だけの対応では、全く話にならない。

対象作物の選定にあたっては、例えば本道の耕地面積や生産高が一定の比率を超えるものにするなど、分かりやすい〝物差し〟が必要だろう。筆者も世話人の一員である「たねの会」が提案した、現在の優良品種を軸にして対象作物を拡大し、北海道らしさを打ち出した条例にしていく――というやり方も、有力な〝物差し〟になり得るのではないか。

〝物差し〟の作り方は他にもある。

道が作成した「生産量で北海道が全国一の主な農畜産物」（別項）を見ると、条例の対象作物として検討中のものの他に、バレイショや甜菜、玉ねぎ、カボチャ、ニンジン、スイートコーン、アスパラガスが「全国一」であることが分かる。農作物の種子の重要性を示す〝物差し〟のひとつとして、生産量を活用する方法を検討してもいいのかもしれない。

道農政部がまとめた「第5期北海道農業・農村振興推進計画」では「主要品目の生産努力目標」を掲げている。ここでも道が検討中の作物以外に、甜菜やバレイショ、野菜、果実、飼料作物の生産目標が具体的な数値とともに載っている。「生産目標」に挙げた作物を条例の対象にするのもひとつの案ではないか。道の条例と推進計画との整合性が取れるし、道民にも分かりやすい。

廃止された種子法の3品目にこだわったり、審議会や道議会などから異論が出たからといって、慌てて新たな品目をを追加するような農業に対する哲学なき対応ではなく、道職員が自分の頭で北海道農業の将来を真面目に考え、条例案を作ることが大切なのである。

一道民の集まりにすぎない「たねの会」ですら独自の「北海道農作物種子基本条例案」を作り、道などに提案しているではないか。「道職員よ、しっかりせよ！」と言いたい。

「今回の条例案策定の審議は、北海道民の安全で安心できる農産物の安定的な供給を目指すという、とても大事なものです。今後の北海道農政を左右するといっても過言ではありません。道民の意見を十分反映させた条例にするためにも、策定までに十分な時間を取るべきだと考えます。（中略）道民、道議会、審議会の議論期間や条例制定期限については、現段階で定める必要性を感じません」

同会の公開質問状の最後は、こう締め括られている。来春には道庁を去るであろう高橋知事の意向など気にせず、「北海道農業にとって必要な種子政策は何か？」を愚直に問い、将来に禍根を残さぬ条例論議を進めることが今、求められている。

（10月4日現在）

※筆者のＨＰ「滝川康治の見聞録」takikawa.essay.-om/ に本シリーズの過去記事を収録しています。ご参照ください。